

# 山口県内における集落営農法人の経営

木村 弘\*・藤田 康詞\*\*・岸川 善紀\*

## Management of the Village-Based Farming Corporation in Yamaguchi Prefecture

Hiroshi KIMURA\*, Koji FUJITA\*\*, Yoshinori KISHIKAWA\*

**Abstract:** 本論文は、山口県の集落営農法人の経営について現状と課題について取り上げたものである。山口県は農業従事者数の減少、高齢化、経営耕地面積の減少や耕作放棄地の増加といった諸問題を抱えており、集落の機能維持が危惧されている。そこで集落営農法人に期待が寄せられている。集落営農法人化によって、多様な人材の確保、規模の経済、定住環境の維持、資産の保有、リスク分散、補助要件の緩和、労働力の周年有効活用が実現すると期待されている。本論文では、農業経営を取り巻く環境の考察をふまえ、諸問題を解決する可能性を持つ集落営農法人の経営について取り上げている。

**Key words:** village-based farming corporation, farm management, maintenance of village function

### 1. はじめに

本研究は山口県内における集落営農法人<sup>1</sup>経営の現状と課題について論じるものである。現在、山口県に限らず国内農業では、農作物の世界的な貿易自由化による国際競争にさらされ、わが国の農業は衰退を続けている。国内農業は他産業に比べて生産性が低く、生産額の上昇割合も小さい。GDPに占める割合を見ると、2005年時点で1.0%とわずかである。しかしながら、国内農業に対する期待は大きい。世界規模での食糧危機が予測されており、食糧自給率の低い日本のような農産物純輸入国は輸入途絶の場合も想定し、国内農業をより発展させる必要がある。

一方で、輸入食品の事故により食の安全性が問われ、国内農業に対する消費者の期待は高まっている。さらに、農業従事者の高齢化と農家の減少により後継者不足が問題となり、耕作放棄地の増加、集落自体の機能の低下が起り、農業集落の維持という観点からも国内農業は重要視されている。

このような現状の中、個人経営では実現しえなかった規模による低コスト化、新規就農者の組織的受け入れ、経営の高度化などが可能になる集落営農法人に注目が集まっている。さらに、これまでの作目だけでなく新たな作目や新事業への進出が模索されている。

そこで、本研究では各種統計より国内及び山口県の農業の状況を分析し、山口県内の農業法人の現状と課題について考察していきたい。

### 2. 農業を取り巻く環境

日本の農業を取り巻く環境を食料・農業・農村白書や関連統計データより確認していく。農林水産省(2010)では国内農業における特徴として後継者不足に起因した農業従事者の減少・高齢化が進んでいることが分かる。さらにそれに伴い耕地面積の減少と耕作放棄地の増加が起っていることや、中山間地域では集落の機能の維持が困難になり限界集落(小規模・高齢化集落)の発生といった問題が起っていることがあげられている。また、食料自給率、農業生産額、農業所得の低下などの問題も取りあげている[1]。以下では、これら指摘されている問題点を確認し、国内農業を取り巻く環境を明らかにしていく。

#### (1) 農業従事者数と高齢化

農業従事者数<sup>2</sup>と基幹的農業従事者数<sup>3</sup>の推移、基幹的農業従事者における65歳以上割合の推移を表1に示した[2]。

まず、農業従事者数について見ると、1985年の942.8万人から減少を続け、2005年には556.2万人まで減少している。農業の主な担い手となる基幹的農業従事者数は1985年の346.4万人から2005年には224万人まで減少していることが分かる。

(2010年12月3日受理)

\* 宇部工業高等専門学校経営情報学科准教授

\*\* 宇部工業高等専門学校専攻科経営情報工学専攻

基幹的農業従事者における 65 歳以上の従事者割合の推移をみると 1985 年は 20%であったのに対し、年々高齢化が進み 2005 年時点では 57%と基幹的農業従事者の半数以上が 65 歳以上という状況である。2005 年における基幹的農業従事者の平均年齢は 64.2 歳となっている。以上より、農業従事者数の減少、高齢化が進んでいることが確認できる。

表 1. 基幹的農業従事者数とその 65 歳以上割合の推移

年	農業従事者数 (万人)	基幹的農業従事者数(万人)	
		従事者数(万人)	65 歳以上割合
1985	942.8	346.4	0.20
1980	849.3	292.7	0.27
1995	739.8	256.0	0.40
2000	685.6	240.0	0.51
2005	556.2	224.0	0.57

出所) 農林水産省(2005)より作成。

(2) 経営耕地面積・耕作放棄地

経営耕地面積の推移を図 1 に示した<sup>4</sup>。経営耕地面積の推移についてみると 1985 年の 457 万 ha から毎年 20 万 ha 以上の減少を続け、2005 年時点では 361 万 ha となっている。農林水産省(2010)によると、耕地面積が農地開発や、干拓等で拡張されてきた一方で、住宅や道路用地等への転用が進んでいると指摘されており、拡張面積に対しかい廃面積が大きな状態が続いているため、一貫して減少を続けている[1]。

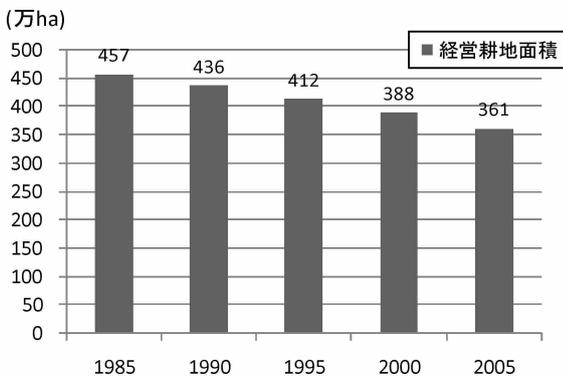


図 1. 経営耕地面積の推移

出所) 農林水産省(2005)より作成。

耕作放棄地面積、耕作放棄地割合<sup>5</sup>の推移を図 2 に示した[2]。耕作放棄地割合は、経営耕地面積と耕作放棄地面積に対する耕作放棄地の割合である。以下、耕作放棄地面積と耕作放棄地割合の推移について確認していく。1985 年時点で、耕作放棄地面積は 9.27 万 ha、その割合は全体の 2%であった。その後は耕作放棄地面積・割合ともに増加を続け、2005 年時点では耕作放棄地面積は倍増し 22.34 万 ha、その割合も上昇し全体の 5.8%となっている。

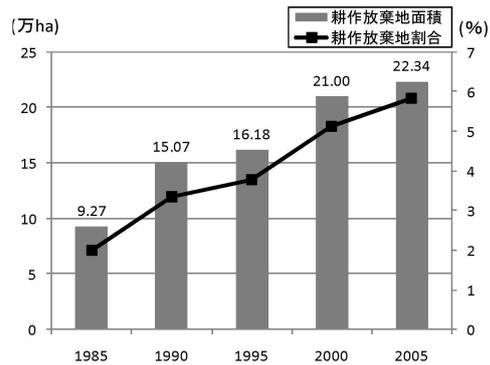


図 2. 耕作放棄地面積と耕作放棄地割合

出所) 農林水産省(2005)より作成。

(3) 総合食糧自給率

次に、総合食糧自給率の低下について、1963 年から 2008 年までの総合食糧自給率の推移を図 3 に示した[3]。図における総合食糧自給率はカロリーベースで見たものと、生産額ベースで見たものを示している。カロリーベースの総合食糧自給率は 1963 年の 72%から低下し、近年は 40%前後で推移し 2008 年に 41%となっている。一方、生産額ベースの総合食糧自給率は 1963 年には 86%であったものが低下していき、2008 年には 65%となっている。どちらの指標もこの 40 年間で大きく低下していることが読み取れる。

現在に至るまでの総合食糧自給率低下の要因について農林水産省(2010)では以下の点を指摘している。「わが国では、過去 40 年あまりで 1 人当たりの国民所得が大きく増加し、食料需要も広がった。それにより食生活は大きく変化し、国内で自給可能な米の消費が減少する一方、国内生産では供給困難なとうもろこし等の飼料穀物を必要とする畜産物や、大豆やなたね等の油糧種子を使用する油脂類の消費が増加した。

農産物価格の低下や農業所得の減少を主な要因として、基幹的農業従事者数、耕地面積が大きく減少し、耕地利用率も低下するなど、国内の食料供給力がぜい弱化した<sup>6</sup> これらの要因により、総合食糧自給率の低迷に繋がっている。

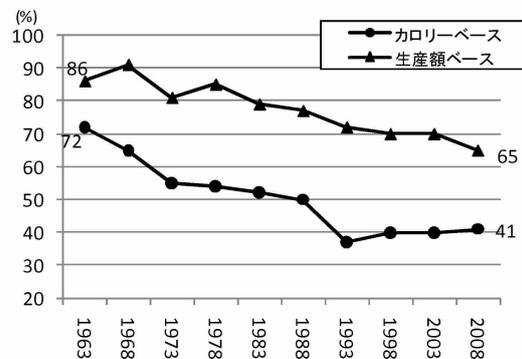


図 3. 総合食糧自給率の推移

出所) 農林水産省(2009a)より作成。

(4) 農業産出額と生産農業所得

農業産出額と生産農業所得について図4に示した[4]。農業産出額とは生産者段階の価格の総額である。また、生産農業所得は産出額から飼料代・肥料代や機械償却費などの物的経費を差し引き、補助金等を加えたものであり、農業者の人工費、地代、利子を含んでいるものである。

図4の農業産出額の推移についてみると1989年の11兆円から1991年の11.5兆円を最大に、2005年には8.5兆円にまで減少している。これは農作物の生産量の減少や価格が低下し続けたことによると考えられる。また、生産農業所得も1989年の4.61兆円から1991年の5兆円を最大に2005年には3.2兆円まで減少している。生産農業所得の減少についても農産物価格の低下、農作物の生産量の減少が指摘されており、さらに肥料、農薬等の農業生産資材価格が上昇したことが主な要因であると考えられる。このように農業産出額と生産農業所得はともに減少を続けていることが分かる。

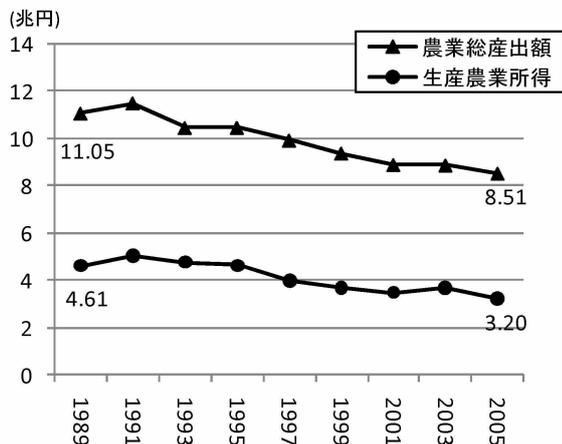


図4. 農業産出額と生産農業所得の推移

出所)農林水産省(2007a)より作成。

(5) 農業中心地域

農業の経営環境は非常に厳しいものとなっている。しかし、そのような中でも農業従事者割合が高く、農業が基幹的産業といえる自治体がある。表2に各自治体の就業者全体に対する農業従事者割合の高い上位10自治体のリストを示す[5]。上位の10市町村は全国平均農業従事者割合である6.1%と比較すると、非常に高い割合である。上位地域に共通しているのは特産物が存在していることである。大潟村にはブランド米の「あきたこまち」、川上村には標高の高さを生かし出荷時期を他地域とずらした「川上村レタス」、北海道の稲作地域には「きらら397」といった道産ブランド米のような、特産物の中でも有名な付加価値の高いブランド商品として市場に流通している。

また、大潟村や北海道地域では、農地の大きさを活かした、大規模農業により規模の経済を享受しており高い生産性を有している。川上村、南牧村のように関東圏や名古屋、大阪など大消費地に向けた出荷を行っている地域もみられる。

表2. 農業従事者割合上位の自治体とその特産物

	地域名	市町村名	従事者割合	特産物
1	秋田県	大潟村	0.78	米(あきたこまち)
2	長野県	川上村	0.71	レタス
3	北海道	北村	0.57	米(きらら397など)
4	長野県	南牧村	0.56	レタス
5	青森県	相馬村	0.55	りんご
6	熊本県	天水町	0.50	みかん
7	北海道	北竜町	0.49	ひまわり、メロン
8	青森県	新郷村	0.47	キク、大根
9	北海道	新篠津村	0.47	米
10	佐賀県	七山村	0.47	みかん

出所)岸川他(2009)に各自治体の特産物の欄を付加し作成。

3. 山口県の農業の現状について

(1) 概況

山口県の農業の特徴は耕地の約8割が水田であり、水稻を中心に野菜、花き、果樹、畜産等まで多彩な経営が行われていることである。農作物では、瀬戸内海沿岸地帯では施設園芸やかんきつ類、中山間地域では野菜、落葉果樹、畜産などを中心とする経営が多くなっている[6]。

国内農業と同様に山口県においても後継者不足による農業従事者の減少、高齢化の問題、耕地面積の減少、耕作放棄地の増加、中山間地域では集落の機能の維持が困難になり限界集落(小規模・高齢化集落)の発生といった問題が起こっている。

山口県の特徴である米中心の農業が米の価格低下、米の生産費用の増加により農業生産額、農業所得の低下などの問題も起こっている。これら問題点を確認していくことで山口県の農業における現状を明らかにしていく。

(2) 従事者数と高齢化

山口県の農業従事者数と基幹的農業従事者数の推移、基幹的農業従事者における65歳以上割合の推移について表4に示した[2]。山口県における農業従事者数は1985年時点では約20万人であったが、2005年までに減少し、半数以下の約8万人まで減少した。

また、基幹的農業従事者数については1985年には約5万人であったが2005年時点では約3万人と減少している。最後に、基幹的農業従事者数に占める65歳以上の割合についてみると、1985年の36%から上昇し2005年では73%となっている。前述の全国平均の57%に対し高い値を示している。

なお、農林水産省(2005)における山口県の基幹的農業従事者の平均年齢は69.0歳であり、これは島根県の69.2歳に次ぐ全国第2位の平均年齢の高さとなっている[2]。

表 3. 山口県の基幹的農業従事者数とその 65 歳以上割合

年	農業従事者数 (人)	基幹的農業 従事者数(人)	65 歳以上割合
1985	201,086	51,455	0.36
1980	177,921	44,040	0.44
1995	154,656	37,931	0.59
2000	138,406	34,616	0.69
2005	80,957	30,974	0.73

出所) 農林水産省(2005)より作成。

(3) 米中心の農業

山口県の農産物における特徴を統計データより確認するため、山口県と全国の農業産出額の農産物ごとの構成比を表 5 に示す[7]。山口県の農業産出額の 42.3%が米の生産であり、全国の農業産出額の構成比に占める値 22.5%と比較し高い割合になっていることから稲作中心であることが読み取れる。全国的には生産調整や米の価格低下によって、米の生産額割合が低下し、野菜の生産額が最も高い割合になっている。

表 4. 山口県と全国の農業産出額構成比

単位: %

品目	山口	全国
米	42.3	22.5
野菜	17.6	24.9
鶏	16.2	8.8
肉用牛	5.3	5.4
果実	5.9	8.8
花き	4.2	4.3
乳用牛	3.3	8.8
豚	1.7	6.8
種苗・苗木類	1.1	0.9
工芸農作物	0.9	3.1
いも類	0.4	2.4
その他畜産物	0.4	0.7
麦類	0.3	0.9
豆類	0.3	0.9
雑穀	0.0	0.1
加工農産物	0.0	0.7

出所) 農林水産省 (2008)より作成。

(4) 生産額の低下と米価の下落

山口県における農業生産額とその内訳の推移を図 5 に示した[8]。図 5 より、山口県の農業生産額は 1980 年には 1,112 億円である。その後 1985 年の 1,222 億円をピークに、それ以降は減少し続け、2005 年には 730 億円まで減少している。また、作目の内訳をみると、米価は 1985 年の 558 億円をピークに増減はあるものの、2005 年では 299 億円と減少している。米は額としては減少しているものの、農業産出額に占める割合は 1980 年から現在まで一定の高い傾向にある。

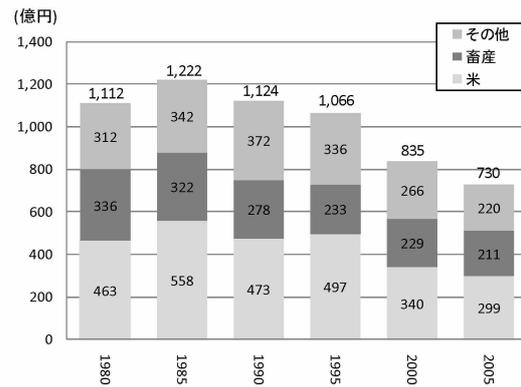


図 5. 山口県の農業産出額の推移

出所) 農林水産省 (2007b)より作成。

山口県は生産額に占める米の割合が高いことは前述の通りであり、米の価格の変化による影響を受けやすい。図 6 には、山口県産コシヒカリの 60kg あたり価格の推移を示している[9]。山口県産コシヒカリの価格は 2003 年の冷害による価格上昇を除き、下落もしくは同水準での推移を続けている。1998 年には 18,226 円であった価格は消費の減少や米の需給の過剰により 13,902 円まで下落している。そのため、米の価格を維持するために水田面積の 4 割近くを生産調整し、現在の米価を維持している。今後、人口の減少も起こると予測され米の価格は横ばい、もしくは下落することが想定されている。

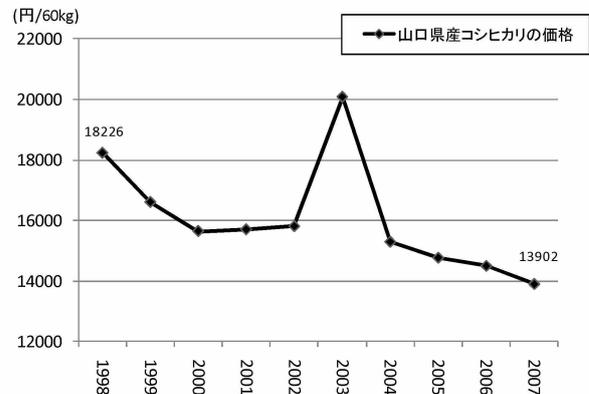


図 6. 山口県のコシヒカリの価格推移

出所) 山口県 (2010)。

山口県の米 60kg 当たりの生産費用<sup>7</sup>の推移と米価(農家手取り)<sup>8</sup>の推移を図 7 に示している[9][10]。生産費用の推移についてみると 2003 年から 2007 年は、2004 年を除いて 22,000 円後半から 24,000 円台で推移している。次に、この生産費用と農家の手取りの米価を比較する。2003 年から 2007 年まで全ての年において生産費が米価を上回る状況である。2003 年についてみると冷害で米価が上昇しており、物財費は賄えているが、家族労働費までは賄えていない。2004 年から

2007年にかけての米価は物財費分も下回っている。農林水産省(2010)によると、全国平均の米生産費に対し、山口県は生産費用が高額になっており、米の生産性が低いことが指摘されている。

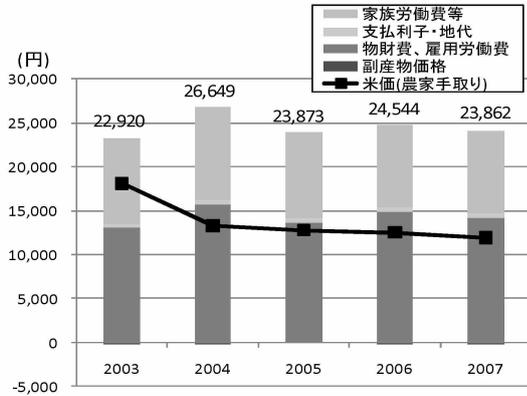


図7. 山口県の米生産費と米価(農家手取り)の推移  
出所)山口県(2010)、農林水産省(2009b)より作成。

(5) 耕作放棄地と限界集落

以上のように、山口県における、農業を取り巻く環境は厳しく、その影響で耕作放棄地、限界集落が増加している。

経営耕地面積の推移を図8に示した[2]。経営耕地面積の推移についてみると1985年の5.5万haから毎年減少を続け、2005年時点では3.6万haとなっている。

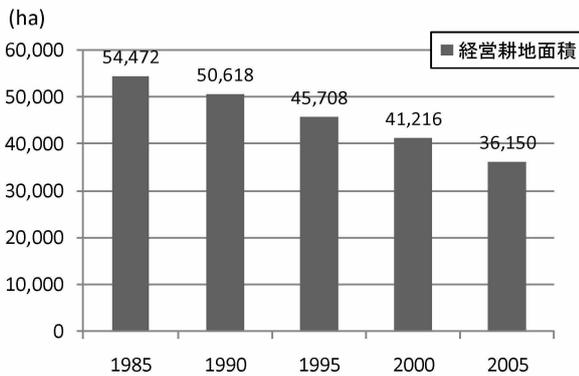


図8. 山口県の耕地面積の推移  
出所)農林水産省(2005)より作成。

耕作放棄地面積、耕作放棄地割合の推移を図9に示した[2]。耕作放棄地割合は、経営耕地面積と耕作放棄地面積に対する耕作放棄地の割合である。以下、耕作放棄地面積と耕作放棄地割合の推移について確認していく。1985年時点で、耕作放棄地面積は1,524ha、その割合は全体の2.7%であった。その後は耕作放棄地面積と割合はともに増加を続け、2005年時点では耕作放棄地面積は3,852haとなり、その割合も上昇し全体の9.6%となっている。

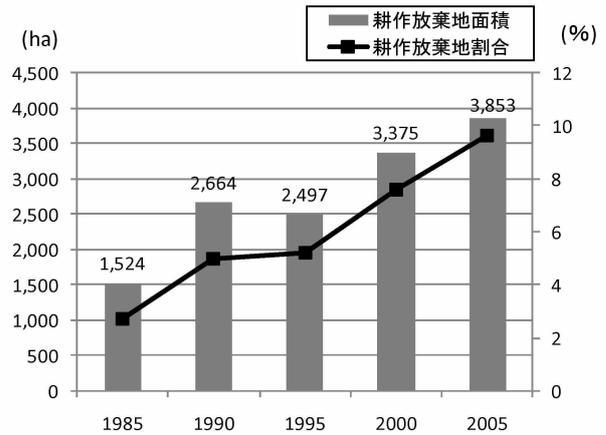


図9. 山口県の耕作放棄地面積と耕作放棄地割合の推移  
出所)農林水産省(2005)より作成。

耕作放棄地の増加は既耕地への雑草や病害虫の発生、野生鳥獣の侵入が起り、さらに景観の破壊につながっていく。耕作放棄地が集落内に数多く存在するようになると、集落の機能維持が困難となる限界集落化が進む。

限界集落とは「65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭をはじめ、田役、道役などの社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落」と定義されている[11]。山口県では、限界集落を戸数によって小規模・高齢化集落と超小規模・高齢化集落に分類している。県内の3,305集落のうち、今後の集落活動が困難になることが懸念される小規模・高齢化集落(限界集落)(戸数19戸以下、高齢化率50%以上)が424集落(12.8%)、超小規模・高齢化集落(戸数9戸以下、高齢化率70%以上)が89集落(2.7%)となっている。今後、超小規模・高齢化集落の増加の可能性もあり、限界集落は看過できない問題である。[12]

(6) まとめ

山口県の農業は全国的にみられる後継者問題や高齢化といった問題が存在した。農業従事者数は減少の一途をたどり、65歳以上の割合は上昇を続けていることが分かった。農業産出額構成比においては、米作が全国平均の22.5%であるのに対し、山口県では42.3%と高い数値を示している稲作中心の県であることが分かった。収入を支えるべく米価は下降しており、生産費用における物財費すら賄えておらず、県内の農業を取り巻く環境は厳しい状況にある。耕作放棄地はそれを如実に表している。耕作面積は減少し、耕作放棄地は上昇しているのが現実であった。山口県内では農業従事者の減少と高齢化が起り、耕作放棄地の増加につながっている。限界集落の問題では、今後、集落活動が困難になると予想される集落も12.8%存在することが分かった。

## 4. 集落営農法人による経営

(1) 集落営農法人とは

### ①集落営農の定義

中央農業研究センター(2007)において、集落営農とは単一または数集落程度の地縁的な範囲を単位に、大半の農家の参加とそれら農家からの出資や労働力の提供、農地の利用調整等への合意に基づき、参加農家の経済的・非経済的な効用(満足)の向上を目的に活動する集団的営農とされている。こうした集落営農を実施している組織を集落営農組織と呼ぶが、近年これら組織も含めて、単に集落営農とする場合も多く見受けられる[13]。

### ②集落営農法人の定義

農業法人とは農業を営む法人の総称であり、法人形態によって「会社法人」と「農事組合法人」の2つのタイプがある。さらに、農業法人は農地の権利取得の有無によって、「農業生産法人」と「一般農業法人」に大別される。このうち農業生産法人は「農業経営を行うために農地を取得できる法人」であり、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、農事組合法人(農業経営を営むいわゆる2号法人)の5種類に分類される[14]。

山口県では集落営農法人を以下のように定義している。農業生産法人のうち、1〜数集落を範囲として、関係農家の多くが参加し、度重なる話し合い活動により、農地の利用調整や農業経営の効率化を図るために法人化したもので、1)農業経営基盤強化法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定される特定農業法人、または2)話し合い活動により集落内の相当面積を集積することを決定し、当該集落の相当数の農家により設立された法人を「集落営農法人」として定義し育成を進めている[9]。

### ③集落営農のメリット

集落営農のメリットについて確認する。集落営農を家族経営と比較した場合の効果について、中央農業総合研究センター(2007)では以下のように指摘している。

第1に多数の農家を構成員としているので、多様な人的資源確保の可能性が高いことを指摘している。これにより、兼業先等で身につけた多様な能力を持つ人材の確保が可能になる。つまり、経理については銀行や役場の勤務者、機械整備は機械メーカーの勤務者に任せるといったようなことである。さらには、様々な人のアイデアや力を結集することで、単独の農家では取り組むことが難しい新たな事業にチャレンジすることが可能になることがあげられる。

第2には、家族経営の農家が単独では実現することが難しい規模の経済が発揮できることを指摘している。農家単独では導入できない機械・施設の利用、機械等の共同利用により、個人経営で生じがちな機械等への過剰投資を回避すること

ができ、そのうえ農地の面的な利用によるコスト低減が期待できる。

第3には、集落の農家の参加と相互扶助の精神によって、農地や水等の地域資源の総合的管理を実施し、定住環境の維持を図ることができることを指摘している。集落営農に参加する農家が高齢化して機械作業が困難になっても、地域に居住しつつ農業に関与することが可能になる。

その反面、集落営農には課題も指摘されている。多数の農家を構成員とするための合意形成に時間がかかる点や、合意形成の失敗に起因する非効率や組織内での対立が発生しやすい点、さらに対立等が生じた場合は、解決のための多大な時間と調整のための努力が必要となることをあげている。これらが集落営農を行う上での課題としている。[13]

### ④集落営農法人化のメリット

次に集落営農を法人化した場合の効果について農林水産省(2006)、山口県(2010)では以下のように指摘している。

第1に資産の保有に関しては、法人の資産が構成員の資産から独立しているため、経営体として、より安定的なものとなることをあげている。これは、法人化していることで、機械、施設等の更新時に向けた、資金の積み立てや調達が簡単になることを例としてあげることができる。さらに、一定の要件を満たすと農業生産法人となり、農用地の権利主体になれることも指摘している。権利主体になることで法人が農地の利用権、所有権の設定を行い農地の荒廃を防止できる。

第2に利益処分・内部留保に関しては、法人組織は法人として課税されるため、特定の構成員への負担が少ないことがあげられる。また、従事分量配当を行った後、納税し余剰分の内部留保が可能なことや、農業経営基盤強化準備金制度の活用が可能であることが指摘されている。この制度の交付金を将来の農地や機械取得のために準備金として積み立てる場合、当該積立額を損金算入できるため、節税が可能になり、機械更新資金等の留保が容易になる。

第3に負債への対応に関しては、資本調達が多様化や取引信用力の向上をなしえることがあげられる。法人の場合、経営実績が上がり、法人資産の増加、自己資本の充実等が図られた場合、取引信用力が向上し、役員への連帯保証の軽減が可能である。

第4に農業生産面では、水田経営所得安定対策への加入要件の緩和がなされることや、高い栽培技術を持つ農家による栽培技術の統一により、技術の個人差が解消され単収や品質が向上することも指摘されている。

その他では、収益、経営手腕のある主たる従事者にとっては、少ない自己資本で経営手腕の発揮が可能なこと、食品産業との連携等により、加工、流通、販売等の経営の多角化による所得機会の確保と労働力の周年有効活用が可能になることがあげられている。これら安定した経営体として、集落営農法人化には多くのメリットがあると指摘している。[13][9]

表5. 集落営農と法人化のメリット

集落営農のメリット	法人化のメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な人材確保</li> <li>規模の経済</li> <li>定住環境の維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産の保有</li> <li>リスク分散</li> <li>補助要件の緩和</li> <li>労働力の周年有効活用</li> </ul>

出所) 筆者作成。

(2) 法人の動向

①集落営農の目的

実際に集落営農活動を行っている組織の目的に関するアンケート結果を図10に示す[16]<sup>9</sup>。集落営農活動を行う目的として最多の「地域の農地の維持・管理のため」が87.8%、次いで「所得を上げて地域農業の担い手になるため」が63.8%の組織、さらに「地域の生産調整の実施主体となるため」が41.1%という結果であった。法人経営の最大の目的は農地の管理・維持とした上で、経営面での拡大を目指すことが集落営農における目的といえる。

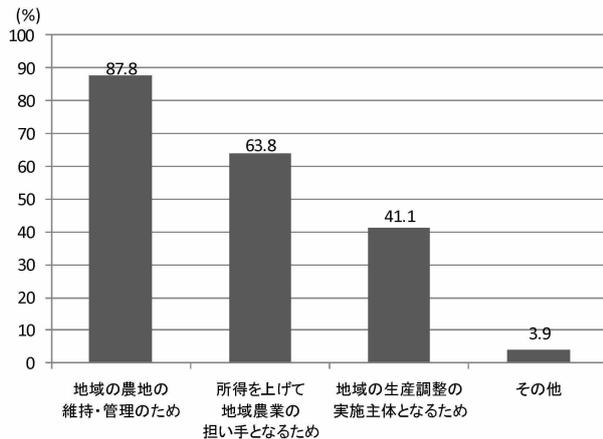


図10. 集落営農活動の目的(複数回答)

出所) 農林水産省(2009c)より作成。

②農業生産法人数の推移

農業生産法人数の推移を図11に示す[1]<sup>10</sup>。図11は1985年から2005年までは5年ごとの法人数を、2005年から2009年までは1年ごとの法人数を示している。1985年には3,168法人であった法人数は増加を続け、2009年には約3.5倍の11,064法人まで増加している。2009年時点の内訳をみると、特例有限会社が6,878法人と最も多く全体の6割を占めている。次いで、農事組合法人が2,855法人と全体の3割弱となっており、株式会社は1,200法人と1割ほどの割合となっている。

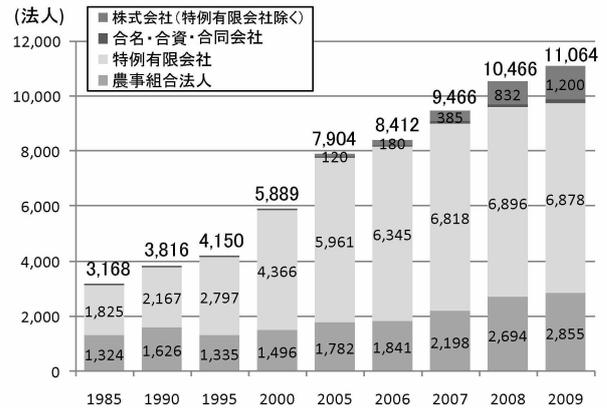


図11. 農業生産法人数の推移

出所) 農林水産省(2010)より。

③集落営農の経営

集落営農における決算状況を図12に示す[17]。このアンケートは法人の組織と法人化していない集落営農組織である特定農業団体<sup>11</sup>、特定農業団体に準ずる組織に対して行われている。

内容を確認すると、全体としては、決算が黒字となっているのは67%、差し引きがゼロという組織が18%、赤字は11%となっており全体として良好に経営されている状況がわかる。さらに、法人組織については黒字が80%、差し引きゼロが4%と全体と比べて、黒字もしくは差し引きゼロという割合が高くなっているが、赤字については15%とやや高い値を示している。

法人化していない特定農業団体やそれに準ずる組織は黒字割合が法人組織に比べ低く、差し引きゼロの割合は高く、赤字については低い値となっている。

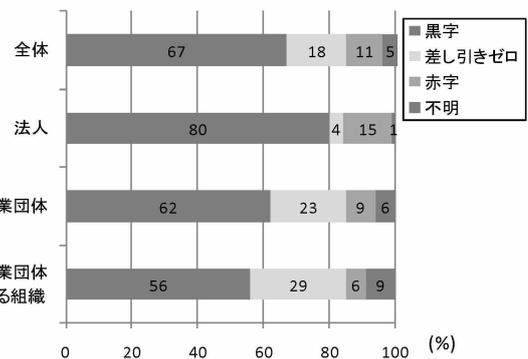


図12. 組織形態別の集落営農の決算状況

出所) 農林水産政策研究所(2009)より。

集落営農を運営する上での課題を図13に示す[17]。最多の「支出が多かった」は70%となっている。次いで「販売量が不足」が31%、「資金繰りに苦勞」が27%、「新規作物・多角化部門の導入」が27%と続いている。項目を分類すると「コ

コストの削減」、「経営の拡大」、「組織の管理」の3つに分類できる。コストの節減に関する課題としては「支出が多かった」、「団地化による効率化が不十分」、「機械の効率化が不十分」があげられた。経営の拡大に関する課題としては「販売量が不足」、「新規作物・多角化部門の導入」があげられている。組織管理の課題としては「構成員の役割分担」、「経営方針が決まらない」、「利益配分方法」といった項目があげられている。

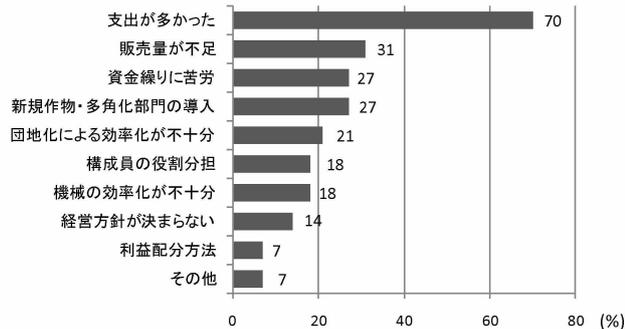


図 1 3. 集落営農における運営上の課題(複数回答)  
出所) 農林水産政策研究所(2009)。

### 5. 山口県における集落営農法人

#### (1) 集落営農組織の設立状況

山口県では急速に集落営農組織の設立が進んでいる。集落営農組織数の推移を図 14 に示す[9]。特定農業団体は 2004 年に 2 法人であったが 2010 年には 78 法人まで増加している。特に 2005 年と 2006 年の間は 72 法人増加するなど増加が著しく、その後はほぼ横ばいで推移している。特定農業法人は 2004 年の 13 法人から毎年増加を続け、2010 年には 88 法人まで増加している。山口県の政策では、平成 24 年度までに特定農業法人を 200 法人にする計画である。

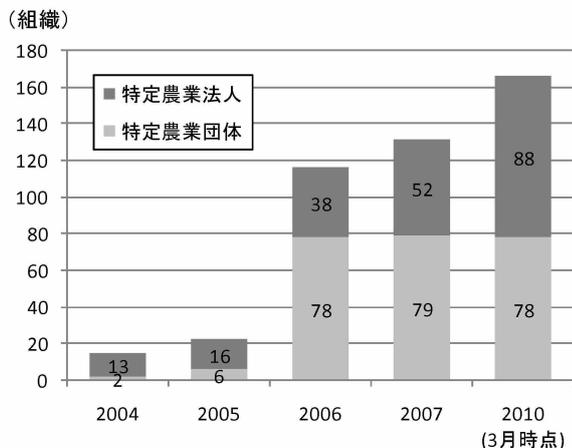


図 1 4. 集落営農組織数の推移  
出所) 山口県(2010), p. 1。

#### (2) 法人経営状況

山口県における集落営農法人の経営の状況、経営の成果について山口県(2010)では、以下のように述べている。

集落営農法人の経営規模は 2008 年度 45 経営体の平均では構成員 40 戸、経営面積 31ha となっている。経常利益は 85% (45 法人中 35 法人) が黒字である。1 戸あたりの収益をみると 949,000 円、1 戸当たりの集落還元額をみると 439,000 円が還元されており、営業外収益(各種助成金)も活用し、集落還元額として一定の金額が配分されていることが分かる。個別水稻経営が赤字である状態を考えると、集落営農法人化により経営改善が図られている[9]。

#### (3) 山口県における集落営農法人の経営事例<sup>12)</sup>

##### ① A 法人の事例

A 法人は 5 集落、117 戸(うち農家戸数 89 戸)の地域を母体として構成される集落営農法人である。集落の近くに商工業地域を有するため専業農家が少なく兼業農家が多いのが特徴である。農業労働力は高齢化し、総人口の 40% が 65 歳以上となっている。

平成 13 年からの担い手育成型ほ場整備を契機にして、個別経営体での運営が困難であったこともあり、平成 16 年 3 月に 25 戸の参加によって集落ぐるみ型の法人が形成された。

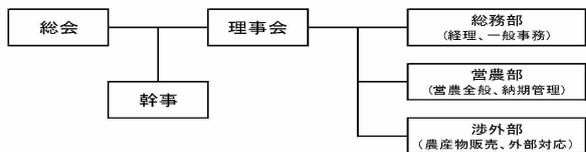


図 1 5. A 法人の組織図

出所) 山口県(2010), p. 34。

表 6. A 法人の作付内容

水稲	大豆	苺柿	アスパラガス	キャベツ	広島菜	作業受託
23.9 ha	7.5 ha	0.5 ha	0.4 ha	0.2 ha	0.5 ha	RC 等

出所) 山口県(2010), p. 34。

法人化によって、集落内の労働力を集結させ、水稻および大豆生産を大型機械等の利用や農協ライスセンターの作業受託により生産を合理化し、コスト削減を実現している。

兼業農家が多いこともあり、母親が集落外に働きに出ることも珍しくなかった。母親が集落外に働きに出ることは子育てにおいて良くないことから、地域内の高齢者や女性が集落内で働くことができる場を提供することも目指した。法人では、子育て世代の定住を促進する目的で野菜の導入を進め、アスパラガス、タマネギ、キャベツなどを栽培して年間雇用を実現している。野菜栽培に子育て世代の母親がパートタイマーで参画できる形態をとり、地域内で好都合な時間に働くことができると好評を博している。A 法人では、以上のように集落の労働力を集結させて野菜栽培を実現しているのである。

さらにA法人では、地産・地消にも取り組んでいる。食の安全を求める地元消費者の要望に応えるため、農薬を半分にしたエコ50による水稲栽培をし、安全な食品ということで地元の病院へ栽培量の6割を提供している。その他の米は農協をはじめ、農林事務所、卸業者、地元スーパーと独自に連携して店頭販売をしている。その他、タマネギ、キャベツは作付面積を拡大させており、販売も農協や農林事務所の支援も得ながら地元スーパーと連携して取引している。

A法人では、都市部との連携にも取り組んでいる。野菜の収穫体験を通じた顧客との交流を深めているのである。実際の農業体験を通じて当地域のファンの増加、定着を目指している。地元との連携強化では、小学校の授業の一環として野菜の収穫体験を実施し、次世代の集落の担い手の確保や育成を目指している。

②B法人の事例

B法人は3集落、30戸の地域を母体とし、23戸参加からなる集落営農法人である。この地域では水稲を主体として大豆、ほうれんそう、くり等の栽培が行われている。

1984年のほ場整備後、営農組合を結成して大豆の団地転作に取り組んだものの、1992年あたりから不作為となって活動が停止していた。その後、集落内に地域振興協議会を設立し、集落センターの整備や集落案内の道路標識などの生活環境の整備に取り組んだ。活動休止中の営農組合をどうするのか、その他の農地の荒廃を防ぐことは可能なのか、といった将来の検討を始め、営農法人化することで集落の機能維持を図ろうとした。

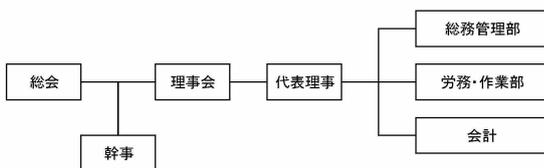


図16. B法人の組織図

出所)山口県(2010), p. 37。

表7. B法人の作付内容

水稲	大豆
14.2 ha	5.6 ha

出所)山口県(2010), p. 38。

経営開始初年度は、台風被害により、収入が計画を大幅に下回ったため、やむなく、運転資金の借入を行った。その後、収益の安定により借入金は完済した。

栽培管理は、水利等を考慮して地区内の2水系の上流から、1~2haのブロックを設定し、それを単位に品種や作業順序を決めている。以下に作目ごとの経営における特徴を示していく。

水稲については全作付をJA山口美祢の「金太郎飴」生産

に参加している。乾燥調製は、当該地区JAライスセンターに委託し、組合員の飯米・もち米は、組合員所有の乾燥機で行っている。

大豆については水利、ほ場作業効率等を考慮して2~3団地でローテーション栽培しており、耕起、施肥、播種、除草剤散布同時作業している。また、刈り取り、乾燥調製は当該地区JAに委託している。

構成員のなかでも、高齢者のみの農家世帯からは「法人に参加していなかったら、労力確保や機械の購入資金等の面で、耕作を諦めていただろう」という意見があった。その他、「主人の勤めが忙しくなり、平日休んで農作業をすることが難しくなっていた。法人がなければ、他の人が受けてくれていたのだろうか」という声もある。これらの意見から、法人が設立されなければ、耕作放棄に直結していたことが想定できる。

③C法人の事例

C法人はこの地区にある5集落のうちの1つの16戸からなる地域を母体とした、構成員13戸(全戸が加入)の集落営農法人である。

ほ場整備後、機械の共同利用を進める中、「地域の田畑は先代から受け継がれた地域全体の財産であり、この財産を次の世代に渡していくのが私たちの責務である」との思いに至った。このため、農業生産の協業を図ることと、農地の利用権のみならず農地の取得も想定し、組合員共同の利益を増進する安定的な営農を目指すため農事組合法人を設立した。

法人化を目指した背景には、かつて、山林作業道の取りつけの際、不在地主地所地の同意取り付けに苦労した経験を踏まえ、農地の利用権(所有権)が持てる法人格を取得した方が良いと判断したことがある。

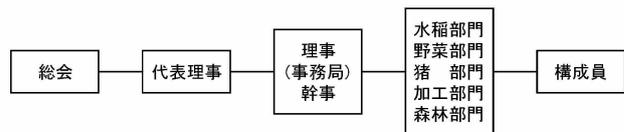


図17. C法人の組織図

出所)山口県(2010), p. 41。

表8. C法人の作付内容

水稲	大豆	トマト	加工	林業	作業受託	猪
17.6ha	4.3ha	22a	餅、かきもち	間伐、下刈等	述べ5ha	15頭

出所)山口県(2010), p. 42。

C法人では、法人への農地集積と土地利用調整を推進している。農地利用実践事業で18haの農地を集積し、ブロックローテーションで大豆を栽培するなど効率的な土地利用調整を行っている。

さらに、法人化によって、大型機械による高生産と省力化及び高品質安定生産を推進し、水稲作は収量、品質・食味値

の向上など売れる米作りを、大豆は機械一貫体系の確立に努めている。一部を農協買い戻し方式により周辺 5 集落で設立した直売所の道の駅にて直売し、そのおいしさから固定客も確保でき始めている。この直売所を拠点として、農産物、加工品、肉等の販売、交流活動を進めている。集落に隣接した山林にイノシシ牧場を設け、イノシシの飼育や、肉の販売を行っている。

作業受託については、同地区の農作業受託を基本とし、作業調整、労働配分に留意しながら取り組んでいる。

園芸作物については設立以前からあった個々の雨除けトマト栽培の施設部分は法人に持ち込まずに各農家所得の柱として、水稻、大豆等の法人経営とは分離し、農家経営で行っている。

法人としては 2003 年度からハウスを導入し、雨除けトマトを栽培するなど事業収入の増加を図っている。トマトは、水稻との作業競合の回避と、単価の低迷が課題であるが、専従の作業者を確保することで収量・品質の向上を図っている。

また、畑ワサビの栽培を検討している。冬期の作業確保として、森林部門を組織し、森林組合と協働して民有林の整備を請け負っている。一定額の補助もあり事業的には安定している。

組合員については、夫婦 2 人が基本で、同居する後継者や予定者も、当初から組合員とし、女性や後継者の活動参画に努めている。一方、女性部の活動で、もち、かきもち等を販売し直売所で販売している。加工品は好評で販売も順調であり、女性たちは活発に取り組んでいる。経営管理として部門毎の損益をグラフにして、構成員に示し、部門毎に収益が向上するように意識付けを行っている。

#### (4) 考察

以上、山口県内の 3 つの集落営農法人の事例を考察してきた。事例を通じていえるのは、集落営農法人のメリットを活かして経営していることである。

法人化することで、個人経営では実現しえない規模の農地や大型機械の導入が可能になり、規模の経済を享受していることが確認できた。人材も集落単位で確保し、多様性を担保できていた。地域の交流活動などによる組織的な後継者確保のための活動が行われていることも分かった。

設立の大きな目的としては、集落の暮らし、土地を守るために集落営農法人を設立していることがあげられる。実際に法人が組織的に営農に対応するため、個別には経営困難になった場合でも、営農代行や農地の利用権や所有権を取得する。そのため、集落内における農地の荒廃や耕作放棄地化の防止する機能を発揮している。限界集落問題が本格化すると懸念される現在、集落営農が集落機能を維持する可能性を持つことが確認できた。

事例を通じてさらに確認できたのは販路についてである。近年、農業でもいかに顧客に最終商品を提供するのかを考

なければならない。この点で、それぞれの法人が特定の販売先を持っていたことは、法人経営の存立において重要な点である。A 法人では地元スーパー、B 法人では J A の事業向け、C 法人では直売所といった独自の販売チャネルを持っていた。これらは安定した収入源になり、将来的に自社商品をブランド化していく上でも重要であると考えられる。

今後の集落営農法人の課題としては、さらなる経営耕地による規模の拡大や、構成員の作業量の調整、作物収量の増加、売れる商品づくりに向けた収量・品質の向上、独自ブランド化を推進、若い従事者の確保等が見受けられた。法人化することで、資産の保有、リスク分散、補助要件の緩和、労働力の周年有効活用などが実現するものの、実際に法人を営営するうえで戦略的な農産物の栽培、人材育成、マーケティング活動を展開することが求められている。

以上から、集落営農法人は個人経営よりも効率的な活動や多様な人材を共有することができ、従来は不可能だった農作物の栽培や機械の導入が可能になることが分かった。つまり、農業の高度化が実現しているといえる。加えて、集落機能を維持する役割も果たしている。農業の高度化と集落機能を基盤として、集落営農法人は戦略的な経営活動を展開させることが可能になると考えられた。今後は、法人における戦略的な経営活動が求められる。

## 6. おわりに

本論文では、集落営農法人の経営について山口県の取り組みを中心に議論してきた。

まず、日本全体の農業の現状について取り上げた。農業従事者数は減少の一途をたどり、高齢化が進行している実態を明らかにした。同時に、経営耕地面積は減少し、耕作放棄地は増加している現状も分かった。農業が衰退しているなかで従事者数が増加している付加価値の高い産地については、認知度の高いブランド品としての特産物が存在していることを指摘した。

次に、山口県の農業についてふれた。山口県でも全国の問題と同じく従事者数の減少と高齢化が進んでいることが分かった。その他、山口県では稲作が中心となっているものの、米価が低下していることから物財費もまかなえない状態であることを指摘した。耕作放棄地と限界集落についても全国同様、増加傾向にあることを考察した。

さらに、集落営農法人について考察した。集落営農のメリットとして、多様な人材が確保できることや規模の経済の実現、定住環境の維持が可能になることを指摘した。法人化することのメリットとして、資産の保有、リスク分散、補助要件の緩和、労働力の周年有効活用があることも指摘した。

以上の集落営農法人化のメリットについて、山口県の集落営農法人の事例を通じて考察を行った。3 つの事例を通じて、法人化することで個人経営では得られない規模の経済や多

様な人材確保等を実現していることを確認できた。集落の機能維持の役割についても確認でき、法人化が地域の定住環境を整えるために必要な存在であると考えられた。その他では、販路の確保についても各法人は取り組んでおり、顧客を意識した活動を展開していることを考察した。

以上から、集落営農法人による経営によって、農業の高度化、集落機能の維持が実現し、それをもとにした戦略的な経営活動が個人経営に比べて展開しやすいことが分かった。今後、さらなる発展のためにマーケティングを含めた戦略的な経営を実施する必要があると論じた。

今後の課題として、集落営農法人の事例調査を通じた現実の経営活動を詳細に考察していくことがあげられる。さらに、法人化による経営面でのメリットをどの程度享受できているのかについて、各法人の経営分析によって財務面からも考察していかなければならない。

## 【注】

- 1 本論文では特定農業法人と農業生産法人を集落営農法人として論じる。詳細は後述する。
- 2 農業就業人口のうち、普段の主な状態が「自家農業又は兼業に主として従事（仕事の主）」に該当した人のことである。すなわち、普段、自家農業に従事することを主としている人ということ。ときによって、これを基幹的農業従事者又は、基幹的農業労働力と呼ぶ。
- 3 16歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に少しでも自家農業に従事した者である。
- 4 農業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に、借り入れている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。
- 5 耕作放棄地割合は、 $[\text{耕作放棄地面積} \div (\text{経営耕地面積} + \text{耕作放棄地面積}) \times 100]$ より算出。
- 6 農林水産省(2010)P.37より。
- 7 米生産費は全算入生産費より示している。
  - ① 算入生産費は $[\text{全算入生産費} = (\text{物財費、雇用労働費}) + (\text{支払利子・地代}) + \text{家族労働費等} + \text{家族労働費等} - \text{副産物価額}]$ より算出。
  - ② 財費は、育苗、肥料、農薬等の流動財費と農機具等固定財の減価償却費の合計。家族労働費等は家族労働費と自己資本利子・自作地地代。

- 8 米価(農家手取り)は、それぞれの年産山口県コシヒカリの価格から、流通経費2,000円を引いたもので60kg当たりの価格。
- 9 水田・畑作経営所得安定対策に加入している集落営農のうち、2,829集落営農の代表者を対象とした調査(回収率87.4%)。
- 10 ①各年1月1日現在の数値②特例有限会社とは、2005年5月の「会社法」施行以前に有限会社であった会社。1985～2005年については有限会社の数値。
- 11 特定農業団体とは、農作業受託によって、農用地の利用集積を図る相手方として農用地利用改善団体によって特定農用地利用規程に位置付けられた任意組織である。
- 12 詳しくは山口県(2010)を参照されたい。

## 【参考文献】

- [1]農林水産省(2010)『食料・農業・農村白書』。
- [2]農林水産省(2005)『農林業センサス』。
- [3]農林水産省(2009a)『総合自給率等の推移』。
- [4]農林水産省(2007a)『生産農業所得統計』。
- [5]岸川・嶋崎・磯(2009)「第三次産業型地域の成立条件に関する実証的研究」『社会情報学会研究発表大会予稿集』pp.158-161。
- [6]山口県(2009)『分野別進出戦略手引き(農業分野編)』。
- [7]農林水産省(2008)『生産農業所得統計』。
- [8]農林水産省(2007b)『農業の経済計算』。
- [9]山口県(2010)『集落営農法人のすすめ』。
- [10]農林水産省(2009b)『米及び小麦の生産費』。
- [11]大野晃著(2008)『限界集落と地域再生』高知新聞社。
- [12]山口県(2010)『中山間平成22年版山口県中山間地域づくり白書』。
- [13]中央農業研究センター(2007)『集落・営農の組織化に向けて - その留意点と推進方策 - 』。
- [14]社団法人 日本農業法人協会  
[http://www.hojin.or.jp/agri/n\\_about.html](http://www.hojin.or.jp/agri/n_about.html)
- [15]農林水産省(2006)『集落営農・特定農業団体に関するQ&A(第2版)』。
- [16]農林水産省(2009c)『集落営農法人活動実態調査』。
- [17]農林水産政策研究所(2009)『集落営農組織への平成21年度アンケート調査結果(第2回)』。
- [18]安藤光義編著(2007)『地域農業の維持再生をめざす集落営農』全国農業会議所。